

『1級電気工事施工管理技士 受験対策テキスト 改訂新版』 法改正追録のお知らせ

株式会社建築資料研究社 出版部
(平成28年10月5日現在)

標題書籍につきまして、本書執筆後に確定した法改正に伴い、記述を訂正する必要が生じました。
つきましては、以下のページに関して差替えてご利用いただきますよう、よろしくお願いたします。

7-1

建設業法

【注意事項1】法令はたびたび改正される場合があり、過去に出題された問題集で勉強すると、正解が間違っていたりする場合もあるので、それを十分理解して勉強して下さい。

【注意事項2】本書ではわかりやすく、覚えやすいように法令の文章を一部省略した部分があります。実務では正確な条文を知っておく必要があります。

1 建設業の許可

(1) 建設業の種類

建設業法において、建設工事とは土木建築に関する工事をいい、建設工事を請け負う営業を**建設業**という。

建設業は28業種に分けられ、許可を受けて建設業を営む者を**建設業者**という。建設業の許可は、建設工事の種類に対応する**建設業ごと**に受けなければならない。表7・1・1に建設業の種類を示す。

表7・1・1 建設業の種類

建設工事	建設業	建設工事	建設業
土木一式工事	土木工事業	板金工事	板金工事業
建築一式工事	建築工事業	ガラス工事	ガラス工事業
大工工事	大工工事業	塗装工事	塗装工事業
左官工事	左官工事業	防水工事	防水工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	内装仕上工事	内装仕上工事業
石工事	石工事業	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
屋根工事	屋根工事業	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
タイル・煉瓦・ブロック工事	タイル・煉瓦・ブロック工事業	電気通信工事	電気通信工事業
電気工事	電気工事業	造園工事	造園工事業
管工事	管工事業	さく井工事	さく井工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	建具工事	建具工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業	水道施設工事	水道施設工事業
舗装工事	舗装工事業	消防施設工事	消防施設工事業
浚せつ工事	浚せつ工事業	清掃施設工事	清掃施設工事業
		解体工事	解体工事業

■：指定建設業（7業種）

ポイント

H19

建設業の許可

常勤役員の一人が 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者でなければならない。

(5) 大臣許可と知事許可

建設業を営もうとする者が、**2以上の都道府県**の区域内に**営業所を設けて営業**しようとする場合には**国土交通大臣**、**1の都道府県**の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合は当該**都道府県知事**の許可を受けなければならない。

都道府県知事の許可を受けた建設業者は、当該都道府県の区域以外であっても**建設工事を施工**できる。



大臣許可と知事許可

ポイント

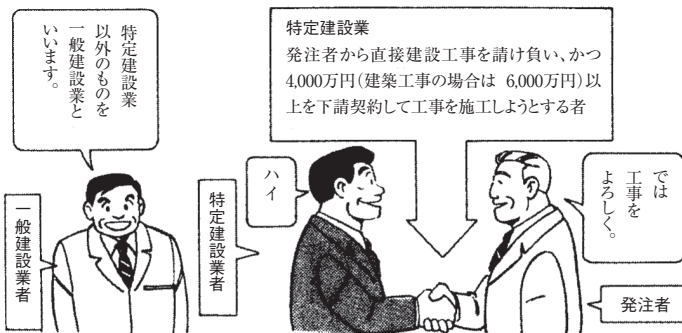
大臣許可と知事許可

5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
(建設業法第3条)

H25 H22 H20

(6) 特定建設業と一般建設業

建設業の許可は**一般建設業**の許可と**特定建設業**の許可に分かれる。発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、**下請代金の額**（その工事に係る下請契約が2以上あるときは、下請代金の額の総額）が**4,000万円**（建築工事業では6,000万円）**以上**となる下請契約を締結して施工しようとする者は**特定建設業**の許可を受け、それ以外の場合は**一般建設業**の許可が必要となる。



特定建設業と一般建設業

ポイント

特定建設業

H27 H26 H23 H18

2 主任技術者と監理技術者

(1) 主任技術者

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し一定の要件に該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「**主任技術者**」という）を置かなければならない。

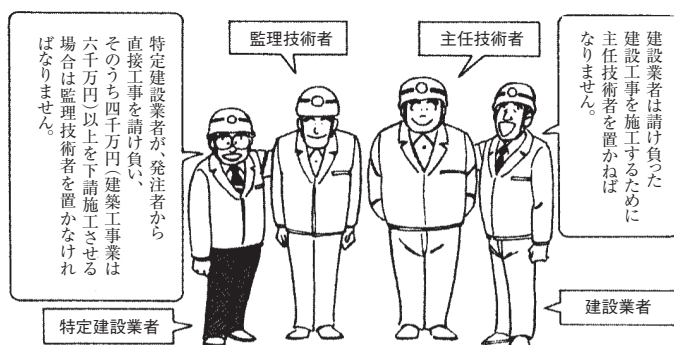
主任技術者は、現場代理人を兼務してもよい。

(2) 監理技術者

発注者から直接建設工事を請け負った**特定建設業者**は、当該建設工事を施工するために締結した**下請契約の請負代金の額**（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が**4,000万円**（建築工事業では6,000万円）**以上**になる場合においては、「主任技術者」の規定にかかわらず、当該建設工事に関し一定の要件に該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「**監理技術者**」という）を置かなければならない。

指定建設業（土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業、造園工事業）に係る**監理技術者**は、**国家資格者**、特定の技術士又は大臣認定技術者に限られる。

監理技術者は、現場代理人を**兼務しても良い**。



主任技術者と監理技術者

ポイント

監理技術者の設置規定

H27 H26 H25 H23
H22 H20 H18

補 足

指定建設業

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業、造園工事業の7業種

補 足

国家資格者

電気工事の場合は1級電気工事施工管理技士

(3) 専任の技術者が必要な工事

公共性のある以下の工事で、工事1件の請負金額が**3,500万円**（建築一式工事の場合は7,000万円）**以上**のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに**専任の主任技術者**又は**監理技術者**を置かなければならない。

- ① 国、地方公共団体の発注する工事。
- ② 鉄道、道路、ダム、上下水道、**電気事業用施設**、ガス事業用施設等の公共的工作物の工事。
- ③ 学校、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事。

ただし、規定されている工事のうち、密接な関係のある2つ以上の工事を、同一の建設業者が同一の場所において施工するものについては、同一の主任技術者がこれらの工事の管理を兼務することができる。

(4) 監理技術者資格者証

工事現場に専任で置かなければならない監理技術者のうち、国や地方公共団体などが発注者である場合の監理技術者は、**監理技術者資格者証の交付を受けた者**でなければならない。

- ① 監理技術者は、工事現場では、常に資格者証を携帯し、発注者から請求があった場合は提示しなければならない。
- ② 資格者証の有効期間は**5年**とし、申請により更新する。
- ③ 複数の資格を有する者には、これらの監理技術者資格を合わせて記載した資格者証が交付される。



監理技術者資格者証

補 足**専任**

他の工事の主任技術者又は監理技術者との兼務を認めないこと。

(7) 施工体制台帳及び施工体系図の作成

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が**4,000万円**（建築一式工事の場合には6,000万円）**以上**になるときは、**施工体制台帳**を作成して**工事現場**ごとに備え置き、**施工体系図**を作成して当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

H27 H24 H20

(8) 標識の掲示

建設業者は、**営業所及び工事現場**ごとに見やすい場所に標識を掲げなければならない。標識への記載事項は次のとおりである。

H21

- ① 一般建設業又は特定建設業の別
- ② 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- ③ 商号又は名称
- ④ 代表者の氏名
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者の氏名（工事現場の標識のみ）